

## 公示

仙台空港における航空機と陸地との間の交通場所等を指定する公示（平成27年11月11日仙掲示第1号）を下記のとおり改正し、令和7年1月30日から適用することとしたので、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定に基づき、公示します。

令和7年1月29日

仙台空港税関支署長 岩佐浩司

### 航空機と陸地との間の交通場所及び貨物の積卸場所

交通場所及び貨物の積卸場所	指定に係る条件
No1、No2、No3、No4、 No5、No11、No12、No13、 No14 スポット及びNoA	[交通] (出国) 税関出国検査場から出国審査ブース及び出国待合室を経て、No1、No11、No12、No13、No14 スポット及びNoAについてはバスホールを、No2、No3、No4 及びNo5 スポットについてはボーディングブリッジを経由して各スポットに駐機する航空機に至る通路  出国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者に限る。  (入国) No1、No11、No12、No13、No14 スポット及びNoAに駐機する航空機からはバスホールを、No2、No3、No4 及びNo5 スポットについてはボーディングブリッジを経て、検疫審査場及び入国審査場を経由して税関入国旅具検査場に至る通路  入国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者に限る。